

令和5年6月30日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 森町地域公共交通会議
住 所 北海道茅部郡森町字御幸町 144 番地 1
代 表 者 氏 名 委員長 長瀬 賢一

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

令和5年6月30日

（名称）森町地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称
森町地域公共交通計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none">・森町においては、幹線系統として鉄道と一般バス路線が運行しているものの、地域によっては、これら公共交通を利用するには自宅から移動距離が長く、交通空白地域が散見されている。・また、令和5年4月に函館バス(株)が運行する濁川線が廃止となり、濁川地区においては森町市街地までの移動手段だけでなく、JR駅までの移動手段がなくなったために、地区住民の生活維持に向けては、町内交通の拡充が重要である。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none">・住民の生活の足の確保に向け、森町市街地内を周遊し定期的に利用できるモビリティの確保・生活圏自治体である函館市までの重要な移動手段である鉄道や一般バス路線の利用者数の確保に向け、これら幹線系統との連動性を高めた町内交通の充実 <p>【解決方策】</p> <ul style="list-style-type: none">・地域公共交通確保維持事業を活用した行政負担の軽減・従来よりもきめ細やかなバス路線の再編
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>【利用者数】</p> <ul style="list-style-type: none">・濁川線 : 1,400人/年以上（実証運行中の月平均利用者数は約125人）。・駒ヶ岳赤井川線 : 1,200人/年以上（実証運行中の月平均利用者数は約110人）。 <p>【運行収入・支出等】</p> <ul style="list-style-type: none">・濁川線 : 300,000円/年以上・駒ヶ岳赤井川線 : 250,000円/年以上・森町の支出 : 8,000,000円/年以内 <p>【収支率】</p> <ul style="list-style-type: none">・濁川線 : 5.0%/年以上・駒ヶ岳赤井川線 : 5.0%/年以上

<p>(2) 事業の効果</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・濁川線を運行することにより、一般バス路線が運行していない濁川地区の生活の足が確保される。また、駒ヶ岳赤井川線を運行することにより、自宅近くから町内市街地の施設近くまでの移動の足が確保され、外出促進及び地域活性化に寄与する。 ・両路線とも、生活圈自治体である函館市までの広域的な往来時の幹線交通へのアクセス手段としての役割も担っており、広域的な移動手段を維持するためにも重要な路線である。
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・濁川線及び駒ヶ岳赤井川線の運行便数や運行ダイヤの見直し（森町） ・濁川線及び駒ヶ岳赤井川線に係る定期的な情報提供・配信の実施（森町） ・濁川線及び駒ヶ岳赤井川線の沿線地域との継続的な意見交換の実施（森町） <p>（上記の事業等は森町地域公共交通計画 P47～P52 を参照）</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・表 1 を参考。
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る濁川線及び駒ヶ岳赤井川線について、運行事業者に対し運行に係る費用総額 7,464,000 円で森町から年間契約を行い、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分が森町の最終的な負担額となっている。
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<p>森町</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <u>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めたシステムの概要 <u>【地域間幹線システムのみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線システムのみ】</u></p>

※該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性
【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

※該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】

・表5を参考。

13. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

① 車両の代替による費用削減等の内容

※該当なし

② 代替車両を活用した利用促進策

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

※該当なし

（２）事業の効果

※該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

20. 貨客混載の導入に要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

21. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和４年 ６月１７日：町民意見交換会結果報告及び実証運行計画（案）について
- ・ 令和４年 ８月 ２日：実証運行計画（案）及び実証運行経路（案）並びにダイヤ表（案）について
- ・ 令和５年 ２月１０日：実証運行利用状況集計報告、今後の運行形態について
- ・ 令和５年 ６月２０日：地域公共交通確保維持事業に係る計画の承認

22. 利用者等の意見の反映状況	
<p>・令和4年 4月26日、27日：令和4年10月から実施予定の実証運行の運行内容について、実証運行の対象となる町内3地区（濁川地区、駒ヶ岳地区、赤井川地区）での住民意見交換会を実施 ⇒住民意見交換会の結果を基にした住民主導の公共交通を構築</p> <p>・令和5年 5月31日、6月1日：令和4年10月から実施してきた実証運行の中間報告とともに、令和5年10月から実施予定の本格運行の運行内容について、町内3地区での住民意見交換を実施 ⇒住民意見交換会の結果を基にした住民主導での見直しを実施</p>	
23. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	北海道渡島総合振興局地域創生部 北海道渡島総合振興局函館建設管理部
関係市区町村	森町企画振興課
交通事業者・交通施設管理者等	函館バス株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、森ハイヤー、有限会社日興ハイヤー、国土交通省北海道開発局函館開発建設部、北海道函館方面森警察署
地方運輸局	国土交通省北海道運輸局函館運輸支局
その他協議会が必要と認める者	森町町内会連合会、森町老人クラブ連合会、森町PTA連合会、森町社会福祉協議会、函館地区交通運輸産業労働組合協議会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 北海道茅部郡森町字御幸町 144 番地 1

(所 属) 森町役場企画振興課計画振興係

(氏 名) 係長 濱野 沙生

(電 話) 01374-7-1283

(e-mail) lgwan-keikaku@town.hokkaido-mori.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。